栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業　プロポーザル審査要領

1　目的

本要領は、栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業の公募型プロポーザルの実施に当たり、参加者を公平に評価するために必要な項目を定めることを目的とする。

2　審査対象

審査の対象事業者は次に掲げる条件をすべて満たし、一つでも満たない場合は審査の対象事業者に該当しないものとする。

（1）プロポーザル実施要領に記載の参加資格を有すること。

（2）プロポーザル実施要領に記載の予算額以下の見積額を示すこと。

3　審査方法

企画提案内容について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

（1）プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、「4（1）審査項目と配点」に記載する審査項目について審査し、プレゼンテーション審査における各審査委員の評価を取りまとめ、単一の評価とする。

（2）一次審査と二次審査

提案事業者が4者以上の場合、一次審査として書類審査を実施し、上位3者のみ、プレゼンテーション審査を二次審査として行うものとする。なお一次審査を実施する場合においては、一次審査は事務局にて行い、審査委員会の承認を経て決定する。この際、一次審査における評価は二次審査に影響しないものとする。

（3）書類審査

提案事業者が4者以上であり、一次審査として書類審査を実施する場合、書類審査は「4（1）審査項目と配点」に記載する審査項目のうち、【3利用者の利便性確保】【5見積価格】についてのみ行う。

4　審査内容

（1）審査項目と配点

提出書類及びプレゼンテーションにより、下記の内容を審査する。詳細な評価項目は、「審査要領別紙　栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業プロポーザル審査基準表」に示す。

項番	審査項目	配点
1	事業の実施体制等	３０　点
2	運行の安全確保	２０　点
3	利用者の利便性確保	６０　点
4	プレゼンテーション	１０　点
5	見積価格	３０　点
合計		１５０　点

（２）評価

① 人的評価

審査基準表の各評価項目のうち、「②機械的評価」に記載する内容を除いた評価項目について、下記の基準に基づき、事務局又は審査委員が評価する。なお、審査委員による評価は、評価項目ごとに各審査委員の評価点の平均（小数点以下は切捨て）を算出し、当該評価項目の評価点とする。

評価	評価内容	評価点配点
A	大変優れている	１０点
B	優れている	８点
C	普通である	６点
D	やや劣っている	４点
E	劣っている	２点

② 機械的評価

審査項目【５見積価格】については、下記の計算式に基づき、機械的に評価点を加算する。

価格点 ＝ （最低見積額 ／ 見積額） × ３０（【５見積価格】の配点）

※小数点以下は切捨て

例）各事業者の見積額が、

事業者Ａ：１０百万円

事業者Ｂ：２０百万円

の場合、価格点は

Ａの価格点 ＝ １／１ × ３０ ＝ ３０点

Ｂの価格点 ＝ １／２ × ３０ ＝ １５点

となる。

なお、見積額が実施要領「３ 予算額（見積限度額）」に掲げる基準を超えた場合は、失格とする。

５ 最終評価

「４（２）評価」の基準に基づき算出した各評価項目の評価点の合計を、最終的な事業者の評価点とする。

６ 優先交渉権者の選定

（１）最終評価点の最も高い事業者を優先交渉者として選定する。

（２）最終評価点が同点の場合は、審査項目【３利用者の利便性確保】の評価点が高い事業者を選定する。【３利用者の利便性確保】の評価点が同点の場合は、【５見積価格】の評価点が高い事業者を選定する。

（３）提案者が１者であっても、本審査は成立するものとする。その場合において、評価点が９０点以上であれば優先交渉者として選定する。

（4）優先交渉者として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合又は同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち評価点が上位であったものから順に本業務についての交渉を行う。